

保護者の皆様へ

神戸市

## 季節性インフルエンザと診断を受けた場合の登園について

日頃から本市の保育行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

このたび、厚生労働省より、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザについて、医療機関（発熱外来）のひっ迫等を回避するため、職員または児童等に医療機関等が発行する検査結果や治癒証明を求めないことが示されました。これを受け、当面の間、本市における季節性インフルエンザについての対応を下記のとおりとします。保護者の皆様には、何卒ご理解の程宜しくお願ひします。

## 記

## ●季節性インフルエンザと診断された場合

1. インフルエンザと診断されたら、園へご連絡ください。
2. インフルエンザの場合、以下の2つの条件を満たさなければ登園できません。
  - ①発症した後、5日経過している
  - ②熱が下がった後、3日（幼児の場合）経過している
3. 登園する日に、必要事項を記入した「登園届（インフルエンザ用）」を園に提出してください。
4. 「登園届（インフルエンザ用）」は神戸市HPからダウンロードできます。

神戸市トップページ > 子育て・教育 > 乳幼児期（0～5歳） > 事業者の方へ > 教育・保育施設を運営している事業者の方へ > 感染症回復後の再登園（意見書・登園届の様式）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a65174/kosodate/yochien/hoikujo/nursery/saitoen-yoshiki.html>

参考例		発症後、最低5日間は登園できません							
		発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10	11/11
熱が下がった日に○		○	1日目	2日目	3日目		登園可能		
日にち	11/3	11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10	11/11
熱が下がった日に○					○	1日目	2日目	3日目	登園可能
		熱が下がった後、3日を過ぎるまでは登園できません							

（参考）＜厚生労働省 インフルエンザ対策ホームページ＞

令和4年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/index2022.html>